

山 監 査 第 2 1 号

平成 3 1 年（2019 年） 4 月 1 2 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成30年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【教育委員会】

1 学校教育課

[指摘事項 契約関係について]

ア ウィルス対策ソフトの物品売買契約において、1社見積もりによる特命随意契約としている。また、当該契約については、事前に監理室と協議する必要があるが協議がされていない。

「継続してソフトを使用するためのパッケージを購入するものであり2者以上の見積もり合わせには適さない。」を理由に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、競争性のない1社見積もりによる特命随意契約をしているが、ライセンスの更新においては、導入時と同じ業者から購入する必要はなく、2者以上の見積もり合わせに適さないとする随意契約理由は適切ではない。契約を締結する場合は、競争入札が原則であることから、本来であれば予定価格を決定し、入札を行わなければならない。また、予定価格が財務規則第99条に掲げる金額を超える場合は、事前に監理室と協議しなければならない。適切な処理をされたい。

イ 教育系サーバ更新事業契約によりリース料を毎月支払わなければならないものを4月から9月分の6か月分を10月に一括して支払っている。また、10月分以降のリース料についても未だ支払いがされていない状況である。その他消耗品の支払いにおいても、4月11日付で受け取った請求書を8月に支払うなど、法令の支払期限（請求書受理後30日以内）を大幅に経過しているものがある。

非常に不適切な事務処理であり、支払が遅れると「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づく遅延利息の支払義務が生じるとともに、関係職員は懲戒処分を受ける場合もある。発注者としての責務を十分に認識され、適切な処理をされたい。なお、リース料の請求書については、業者から1年間分を年度当初に受け取っていること、さ

らに業者から支払いの催告を受けていることなどから「業者から請求書が提出されない。」との弁明は誤りであり遅延理由にならない。

ウ 4月1日付で締結すべき契約の起案の時期について、4月以降大幅に経過した時期に起案しているものがある。また、入札執行後直ちに締結すべき契約の起案の時期についても同様で、結果、未だ契約の相手方から契約書を受領していない状況にある。

非常に不適切な事務処理であり、契約締結の遅延は、業務等の履行や製品等の保証に多大な影響を及ぼす可能性があるとともに、委託料等、業者への支払いが遅れる原因にもなる。発注者としての責務を十分に認識され、適切な処理をされたい。

[改善措置]

ア 今後は、関係法令等に基づき、当該契約については1社見積もりによる特命随意契約を止め、競争入札により業者を決定します。

イ 今後は、法定の支払期限（請求書受理後30日以内）を遵守し、請求書を受領したときに速やかに支払処理を行います。

ウ 今後は、速やかに契約書の事前の確認など準備を進め、適切な時期に契約事務を完了させます。

2 小野田中学校

[指摘事項 収入事務について]

ア 使用料の算定に誤りがある。
関係条例等に基づき、事後処理を含め、適切な処理をされたい。

イ 減免申請書が添付されていないにもかかわらず、全額減免しているものがある。また、スポーツ少年団に登録されていないにもかかわらず、減免としているものがある。

当該団体は、平成 30 年度においては、スポーツ少年団の登録をしておらず、減免の対象とはならないと思われる。事後処理を含め、適切な処理をされたい。

[改善措置]

ア 今回、誤って算定した使用料は指摘事項の修正を含め適切に処理を行いました。今後、使用料の算定については、条例を遵守し、適切に事務処理をします。

イ 今回、誤って算定した使用料は徴収手続きを行い、減免団体の登録、指摘事項の確認を含め適正に処理を行いました。今後、関係条例等に基づき、申請書及び添付書類等の確認を徹底し、適切な事務処理を行います。